

令和6年度海外向け SNS を活用した情報発信事業 企画提案用
仕 様 書

1 業務名称

令和6年度海外向け SNS を活用した情報発信事業

2 契約予定期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の趣旨・目的

本業務は、群馬県観光魅力創出課公式 Facebook（以下「県 Facebook」という）の繁体字ページ及び観光魅力創出課公式 Instagram（以下「県 Instagram」という）の韓国語アカウントの運用（SNS 運用業務）と、県 Facebook 3 ページ（繁体字版、タイ語版、英語版）及び県 Instagram 2 アカウント（英語、韓国語）におけるフォロワー増加のための取組（広告配信）を行うことにより、群馬県の知名度向上と更なる外国人観光客の誘客促進を図る。

4 業務の内容

(1) SNS 運用業務

ア 運用アカウント

- ・県 Facebook 繁体字ページ「群馬縣旅遊指南」（以下繁体字 Facebook という）
<https://www.facebook.com/visitgunma.Cn>
- ・県 Instagram 韓国語版アカウント「군마현 여행정보(visit gunma）」
（以下「韓国語 Instagram という」）
https://www.instagram.com/visitgunma_kr/

イ 運用期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

※見積書には12ヶ月間の運用として計上すること。

ウ 投稿コンテンツ制作・翻訳・投稿代行について

- (ア) 投稿頻度は、繁体字 Facebook、韓国語 Instagram とともに月12回以上（週3回以上）とする。12ヶ月運用した際の投稿回数を記載すること。
- (イ) 翻訳言語については、繁体字 Facebook は繁体字(台湾中文)、韓国語 Instagram は韓国語とする。
- (ウ) 1投稿あたり日本語テキスト200文字程度の原稿作成、翻訳及び投稿を行う。投稿原稿案を繁体字 Facebook 用2案以上、韓国語 Instagram 用2案以上の計4案以上を企画提案書に記載すること。なお投稿原稿案には日本語訳を併記する

こと。

- (エ) 投稿予定週の2週間前の火曜日までに、4 (1) オ (ア) で指定するライターが作成した1週間分の原稿の日本語訳を群馬県に提出し、投稿内容を群馬県との協議の上、決定するものとする。また投稿内容に沿った適切なハッシュタグを併せて提示すること。
- (オ) 毎月の投稿内容(テーマ案)は原則として、前月25日までに群馬県へGoogleスプレットシートなどでまとめた一覧を提出し、承認を得ること。ただし、初月の投稿内容一覧の提出期限は、群馬県と協議の上、提出期限を決定する。
- (カ) 企画提案書には繁体字 Facebook、韓国語 Instagram を運用する上でのターゲットを記載すること。また投稿に関しては設定したターゲットに訴求しやすい適切な内容・時期・時間帯に投稿すること。
- (キ) 投稿する内容を Google スプレットシートなどで管理すること。なお投稿一覧は随時県が確認できるようにすること。

エ コメント返信・問合せ対応

- (ア) 1日1回(土日・祝日を含む)以上、投稿へのコメント及びメッセージを確認し、必要に応じて返信すること。不適切な内容である場合は、群馬県と協議の上、非表示等の適切な措置を講じること。
- (イ) 投稿内容に関する問合せについては、群馬県及び関連施設等に必要に応じて詳細内容の確認をとり、正しい情報を提供すること。
- (ウ) コメント返信・問合せについての一覧を作成し記録すること。なお問合せ一覧は随時県が確認できるようにすること。

オ ライティングについて

- (ア) 繁体字 Facebook については中国語(台湾中文)を、韓国語 Instagram については韓国語を母語とし、日本の文化・地理を理解し、群馬県の観光情報又は類似するテーマのライティング経験を3年以上又は同等のライティングスキルを有するライターが、記事を制作すること。また、ライターと同等以上の能力を有する者が、文章のネイティブチェックを行うこと。
- (イ) (ア)のライター及び補助者については、原則として日本語を十分に理解する能力を有する者とする。
- (ウ) (ア)および(イ)に示す能力が不足する場合は、さらに適切な人材を配置し、日本語の情報が十分に理解されるよう努めること。

カ ビジュアル素材について

- (ア) 投稿に使用する写真・動画・イラスト等のビジュアル素材(以下「素材」

という。)は、必要に応じて群馬県から受託者へ提供する。群馬県から提供された素材などを使用し、適宜加工等を行い、投稿用画像の作成を行うこと。なお加工を行った画像は適宜県に提出すること。

(2) 広告配信

ア 広告実施アカウント

(ア) 県 Facebook 3 ページ (繁体字版、タイ語版、英語版)

・「群馬縣旅遊指南」(繁体字版)

<https://www.facebook.com/visitgunma.Cn>

・「เพื่อนเที่ยวจังหวัด群馬」(タイ語版) (以下「タイ語 Facebook」という)

<https://www.facebook.com/visitgunma.Th/>

・「Gunma Travel Guide」(英語版) (以下「英語 Facebook」という)

<https://www.facebook.com/visitgunma.En/>

(イ) 県 Instagram 2 アカウント (英語版、韓国語版)

・「Visit Gunma」(英語版) (以下「英語 Instagram」という)

<https://www.instagram.com/visitgunma/?hl=ja>

・「군마현 여행정보(visit gunma)」(韓国語版)

https://www.instagram.com/visitgunma_kr/

イ 広告実施アカウントのすべての投稿(シェア投稿は除く)に1,000円以上のエンゲージメントを高めるための広告を実施すること。なおタイ語 Facebook、英語 Facebook、英語 Instagram については当課職員にて月12回の投稿を毎月行うこととする。

ウ 繁体字 Facebook は台湾、英語 Facebook 及び英語 Instagram は米国と豪州、タイ語 Facebook はタイ、韓国語 Instagram は韓国向けに広告配信を行うこと。

エ イを基本としつつ、広告実施アカウントのフォロワー増加や投稿のエンゲージメントを高めるための広告を提案すること。なお企画提案書に具体的な実施方法、実施時期、予算等について記載すること。

オ 最終的な広告の実施方法については、契約締結後に県と協議の上決定すること。

(3) その他の提案

ア 本事業の目的・目標を効果的・効率的に達成するための独自提案があれば示すこと。

イ 独自提案がある場合は、実施に要する費用についても、本事業の委託料に含むこと。

(4) 目標設定

・本事業における KPI を明記すること。なお、群馬県が求める KPI 項目は以下のとおりとし、その他にも適切な KPI があれば提案すること。

【アウトプット】投稿回数

【アウトカム】 フォロワー数の増加、広告総表示回数、年間総リーチ数

※参考 令和5年度実績 (Meta Business Suite より抽出)

韓国語 Instagram 以外は、令和5年度4月1日から1月末までの10ヶ月間の実績。韓国語は令和6年1月18日開設されたので、総リーチ数は令和6年1月18日から2月18日までの数値を掲載。

	新規いいね数	総リーチ数
繁体字 Facebook	4,891	1,397,086 (オーガニック：102,611、広告 1,331,553)
タイ語 Facebook	6,555	2,845,254 (オーガニック：365,461、広告：2,536,887)
英語 Facebook	2,019	1,520,005 (オーガニック：372,307、広告：1,110,002)
英語 Instagram	856	39,519 (オーガニック：23,320、広告：17,695)
韓国語 Instagram	—	33,578 (広告：30,237)

(5) 成果物の作成

ア 提出物

以下の内容を含む本業務実施報告書の電子データ

- ・ 業務実施概要
- ・ 業務結果及び効果分析

イ 提出期限

令和7年3月31日(月)

ウ 提出先

群馬県産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課インバウンド推進係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

5 留意事項

- (1) 業務実施にあたっては群馬県と連携を密にし、必要な打合せ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、群馬県と協議により決定するものとする。
- (2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (3) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。
- (4) 上記の規定は、本業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権等及びその

他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

- (5) 月に1回程度群馬県と打合せ（オンラインを含む。）ができる体制とすること。なお群馬県が必要と認めるときは、本業務の進捗等について報告を求めることができる。